

重点立入業種の選定

公正取引委員会
中小企業庁
令和4年5月31日

- 令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられた。
- 公正取引委員会及び中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに基づく取組として、令和3年度における下請法上の「買ったたき」の処理状況のほか、「価格転嫁円滑化スキーム」に基づく関係省庁からの情報提供の結果などを踏まえ、重点立入調査の対象とする業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。

令和3年度における下請法上の「買ったたき」1,186件の処理状況 (公正取引委員会・中小企業庁)



製造業に対する処理件数の内訳		
業種	件数	割合
金属製品製造業	70件	16.7%
生産用機械器具製造業	64件	15.3%
輸送用機械器具製造業	38件	9.1%
その他	247件	58.9%
合計	419件	100%

製造業以外に対する処理件数の内訳		
業種	件数	割合
道路貨物運送業	175件	22.8%
情報サービス業	83件	10.8%
技術サービス業	71件	9.3%
その他	438件	57.1%
合計	767件	100%